

新市建設計画
施策方針等の概要を紹介します

久留米広域合併協議会第8回会議で提案された「新市建設計画」本論第2章第5節「地区整備の基本方針」、同第3章「新市の施策方針」、同第5章「公共施設の適正配置と整備」及び「結論」の概要をご紹介します。

○地区整備の基本方針

新市においては、広域合併により行政区域が拡大することに伴う様々な懸念を払拭するとともに、新市建設の理念のもとに合併効果を発揮する、多様な魅力ある地区を整備することとします。

新市は、一極集中型の都市形態から分散型、ネットワーク型、クラスター(注)型の都市へと転換することとしていきます。地区は、それらのネットワーク型等の都市形態を実現するにあたって、その基本的単位となるものです。その地区の機能実現や特性実現を図るために、それらの機能の実効性を確保し具現化する組織や権限が必要であり、総合支所的機能の整備を進めるとともに、地区住民の主體的なコミュニティ活動を尊重し、積極的に支援します。

また地区は、合併する前の自治体のエリアを対象としますが、将来的には、法制度の変更や新市の市民ニーズを踏まえ、その見直しが必要となることも想定されます。

(注) フドウ等の房。同種類の人や物の集まり

○新市の施策方針

新市建設にあたっては、目ざす都市像を実現するために、地域資源を効果的かつ効率的に活用し、的確な施策と事業を選択して実施する必要があります。特に、これまで異なってきたまちづくりに取り組んできた市町が、地域性を大切にしながらも、一体的な都市として、新たな都市の軌跡を描くために、重点的かつ早期に実施する施策や事業があります。それらの中でも緊要度が高いものを、新市建設の主要施策・事業として位置づけ、財政状況を踏まえながらも、本計画期間中に集中的に実施することとします。

施策や事業には、新市として共通に取り組む必要があるものと、地域的な事情や特性に対応して個別的に取り組む必要があるものの2種類に区別できます。これらの施策化や事業化にあたって配慮する視点として、受益と負担の関係と地域特性の反映の視点があります。

